

厚生労働大臣が定める掲示事項

2025(令和7)年9月30日現在

1. 診療科

内科、リウマチ科、リハビリテーション科、放射線科

2. 施設基準(入院基本料)

療養病棟入院基本料1(216床)

病棟内訳(3階:54床・4階:54床・5階:54床・6階54床)

当院棟は療養病棟入院基本料1の届出を行っており、病院全体として1日(日勤、夜勤あわせて)に36名以上の看護職員(看護師および准看護師)と30名以上の看護補助者を配置しております。

なお病棟ごとの時間帯毎の配置は次のとおりです。

ア)朝8時30分～夕方17時5分まで看護職員1人あたりの受持ち数

・3階病棟10人以内・4階病棟10人以内・5階病棟10人以内・6階病棟10人以内

イ)朝8時30分～夕方17時5分まで看護補助者1人あたりの受持ち数

・3階病棟14人以内・4階病棟12人以内・5階病棟15人以内・6階病棟13人以内

ウ)夕16時00分～朝9時30分まで看護職員1人あたりの受持ち数

・3階病棟27人以内・4階病棟27人以内・5階病棟27人以内・6階病棟29人以内

エ)夕16時00分～朝9時30分まで看護補助者1人あたりの受持ち数

・3階病棟28人以内・4階病棟27人以内・5階病棟27人以内・6階病棟27人以内

3. 施設基準(その他)

看護補助体制充実加算3、診療録管理体制加算3、療養病棟療養環境加算1、栄養サポートチーム加算、医療安全対策加算2、医療安全対策地域連携加算2、データ提出加算1、認知症ケア加算2、薬剤管理指導料、CT撮影及びMRI撮影、脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)、運動器リハビリテーション料(Ⅰ)、外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)、入院ベースアップ評価料23

4. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意志決定支援及び身体的拘束最小化について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者様に関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制、意志決定支援、身体的拘束最小化の基準を満たしております。

5. 入院時食事療養費 / 入院時生活療養費について

当院は、入院時食事療養(Ⅰ)及び入院時生活療養(Ⅰ)の届出を行っております。食事の提供に際しては、管理栄養士による管理の下に食事を適時(夕食は18時以降)、適温にて提供しています。

6. 明細書の発行について

医療の透明化や患者様への情報提供の推進していく観点から、すべての患者様へ領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。なお、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものです。その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

7. 保険外負担について

当院では、特別な療養環境の提供(個室使用料)、証明書・診断書・文書作成料等につきましては、その利用日数、使用量、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしております。別掲の料金表をご参照ください。

8. その他について

・医療安全体制について

当院では、安全な医療を提供するために、医療安全管理者等が医療安全管理委員会と連携し、より実効性のある医療安全対策の実施や職員研修を計画的に実施しています。

・院内感染対策について

当院では、感染制御に関する組織を設置し、院内感染状況の把握、抗菌剤の適正使用、職員の感染防止等をおこない、院内感染対策を目的とした職員の研修を行っています。

・個人情報の取扱いについて

当院は、個人の権利・利益を保護するために、個人情報を適切に管理することを社会的責任と考えます。個人情報保護に関する方針を定め、職員及び関係者に周知徹底を図り、これまで以上に個人情報保護に努めます。

・健康増進法に関する取り組みについて

当院では屋内外を問わず、「病院敷地内全面禁煙」となっておりますのでご理解とご協力をお願いします。

・後発医薬品のある先発医薬品(長期収載品)の選定療養について

患者様の希望により先発医薬品(長期収載品)を処方した場合に、後発医薬品(ジェネリック医薬品)との差額の4分の1に相当する金額を、選定療養費として患者様にご負担いただきます。ご了承ください。

多根第二病院